

役員報酬等に関する規程

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人桜ヶ岡福祉会(以下「法人」という。)の業務に従事する役員等の報酬、退任慰労金及び法人業務に携わった時の諸経費について必要な事項を定める。

(定 義)

第 2 条 この規程において役員等とは、法人の理事、監事及び評議員をいう。

第 2 章 報 酬 等

(報 酬)

第 3 条 役員等に対して支給する報酬は、別表1のとおりとする。

(支給方法)

第 4 条 報酬が月額により定められているものは、毎月末日(その日が休日、日曜日又は、土曜日に当るときは、その日前でその日に最も近い平日)に支給する。

2 役員等の任期がその月の所日以外の日が開始及び満了の日なるときは、その報酬額は、その月の現日数から日曜日を差し引いた日数を基礎にして、日割によって計算して得た額を支給する。

第 3 章 出張旅費

(出張旅費)

第 5 条 出張旅費は原則として旅費規程に準じる。

(出張旅費の借り受け)

第 6 条 出張旅費は出発前に予定計算額の範囲内で仮払い申請書をもって仮受することができる。

(出張旅費の精算)

第 7 条 出張者は出張終了後速やかに領収書を添付して、出張旅費を精算するものとする。

2 出張旅費を仮受けした場合は出張終了後速やかに領収書を添付して、出張旅費を精算するものとする。

第 4 章 退任慰労金

(金額の算定)

第 8 条 退任役員等に対する退任慰労金の金額は、次の基準に在任期間の年数を乗じて算出した金額とする。

(1) 理事長 在任期間1年につき 30, 000円

(2) 理事 在任期間1年につき 25, 000円

(3) 監事 在任期間1年につき 20, 000円

(4) 評議員 在任期間1年につき 15, 000円

2 在任期間の計算は、役員等就任日を起算として、1年に満たない端数月は6カ月以上のときは切り上げ、6カ月未満のときは切り捨てるものとする。

3 退職慰労金の支給は、平成30年6月1日に在任する役員等から該当する。
ただし、起算日は就任日に遡るものとする。

(支給の方法)

第 9 条 退職慰労金は、役員等を退任した時点において、現金にて支給する。

(控 除)

第10 条 退職慰労金の支給にあたり、法定の源泉税及び退任役員等が法人に対して負担する債務があるときは、その額を控除する。

第 5 章 慶 弔

(傷病見舞金)

第 11 条 役員等が傷病により入院が10日間以上に及んだときは、別表2に定める傷病見舞金を支給する。

(災害見舞金)

第 12 条 役員等が火災、水害その他不時の災害を受けたときは、その被害に応じて別表1に定める災害見舞金を支給する。

(弔慰金)

第 13 条 役員等が死亡したときは、別表3の定めにより遺族に弔慰金を支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。

(親族等への香華料)

第 14 条 役員等の親族等が死亡したときは、別表4に定める香華料を支給するほか、葬儀に際して花輪及び弔電を供えることができる。

第 6 章 附 則

(改 正)

第 15 条 この規程を改正または廃止する必要がある場合は、社会福祉法人桜ヶ岡福祉会評議員会の議決を経なければならない。

(附 則)

この規程は、平成 30 年 7 月 1日より施行する。_

この規程の変更は、令和 2 年 6 月 19 日より施行する。_

この規程の変更は、令和 3 年 6 月 20 日より施行する。_

この規程の変更は、令和 4 年 6 月 22 日より施行する。_

この規程の変更は、令和 7 年 7 月 1 日より施行する。_

別表 1 報酬

報 酬 区 分	役 員	金 額
月 額	理 事 長	125, 000 円以内
月 額	業務執行理事	30, 000 円

別表 2 見舞金

区 分	支給基準額	備 考
傷病見舞金		
私傷病見舞金	10, 000円	
業務上の傷病による見舞金	30, 000円	通勤災害を含む
災害見舞金	10, 000円 ～ 50, 000円	被害の程度により

別表 3 弔慰金

対象者	支給基準額	備 考
理事長	50, 000円	生花・弔電
理事	20, 000円	
その他の役員	20, 000円	

別表 4 香華料

対象者	支給基準額	備 考
配偶者	20, 000円	花輪・弔電
父母	10, 000円	
子	10, 000円	